

令和2年審査の目標期間の達成状況等について（公表）

令和3年1月16日

● 審査期間の目標及びその達成状況について

愛媛県労働委員会は、不当労働行為事件の審査期間の目標を、申立てを受けた日から起算して概ね1年以内としています。

令和2年中に終結した事件はありません。

● 不当労働行為事件の処理状況等

令和2年中の不当労働行為救済申立事件の係属件数は、前年からの繰越3件（対前年比2件増）と新規1件（対前年比2件減）の計4件（対前年同数）です。

令和2年中に終結した事件はなく、4件を翌年に繰り越しました。

事件番号	申立人	申立年月日	審査経過	終結年月日	申立該当号	申立内容	終結区分	審査委員	参与委員		処理日数
									労	使	
※ 平成31年 第1号	組合	31. 2. 19	〔調査〕 ①元. 5. 13 ②元. 7. 10 ③元. 8. 9 ④元. 9. 20 ⑤元. 11. 18 ⑥元. 12. 27 ⑦2. 2. 17 ⑧2. 3. 23 ⑨2. 4. 27 注) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言を踏まえ延期 ⑨2. 6. 29 ⑩2. 7. 27 ⑪2. 9. 4 ⑫2. 10. 19 ⑬2. 11. 30	—	1 2	不利益取扱い是正 誠実団交実施 謝罪文の掲示	—	(長) 大熊 ・ 武智	弓 立	大 西	係属中 (繰越)
令和元年 第2号	組合	元. 5. 22 【追加申立て】 元. 8. 29	〔調査〕 ①被申立人側 元. 9. 10 ①申立人側 元. 9. 30 ②元. 12. 10 ③2. 1. 9 ④2. 2. 6 ⑤2. 3. 10 ⑥2. 6. 2 注) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言を踏まえ延期 ⑥2. 7. 13 〔審問〕 ①2. 8. 6 ②2. 9. 7 注) 台風のため延期	—	1 2 3	不利益取扱い是正 団交応諾 支配介入禁止 謝罪文の掲示・交付	—	(長) 大野 ・ 小田	砂 田	柴 田	係属中 (繰越)

			②2.12.4 注) 新たな事実が判明し調査に変更 〔調査〕 ⑦2.12.4								
※ 令和元年 第3号	組合	元. 9. 30	〔調査〕 ①元. 11. 18 ②元. 12. 27 ③2. 2. 17 ④2. 3. 23 ⑤2. 4. 27 注) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言を踏まえ延期 ⑤2. 6. 29 ⑥2. 7. 27 ⑦2. 9. 4 ⑧2. 10. 19 ⑨2. 11. 30	—	1 2 3	不利益取扱い是正 誠実団交実施 支配介入禁止 謝罪文の掲示	—	(長) 大熊 ・ 武智	弓 立	大 西	係属中 (繰越)
令和2年 第1号	組合 上部組合	2. 5. 20	〔調査〕 ①2. 10. 30 ②2. 12. 10	—	1 2	不利益取扱い是正 誠実団交実施 謝罪文の掲示	—	村田	菅	本 田	係属中 (繰越)

※ 令和元年10月18日に両事件の併合を決定しました。

(参 考)

労働組合法第27条の18 (審査の期間)

労働委員会は、迅速な審査を行うため、審査の期間の目標を定めるとともに、目標の達成状況その他の審査の実施状況を公表するものとする。